様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年 9月16日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃよしうんどう  一般事業主の氏名又は名称 株式会社吉運堂  （ふりがな）よしだ　たけし  （法人の場合）代表者の氏名 吉田　竹史  住所　〒950-1475  新潟県 新潟市南区 戸頭１３４７番地１  法人番号　1110001007619  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　株式会社吉運堂　DX戦略について | | 公表日 | ①　2025年 7月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　株式会社吉運堂HPで公表  　https://www.yoshiundo.co.jp/about/dx/  　1.DXに関するトップメッセージ　 2.経営理念・経営ビジョン | | 記載内容抜粋 | ①　（経営ビジョン）  古代より日本人の中に生き続け、心のよりどころとなってきた仏教。  吉運堂は営業活動を通じて精神文化の創造を行い、仏教を暮らしに生かした豊かな心を大切にするとともに、地域社会の発展に努めていきたいと考えています。  社内はデジタルを使い最新技術を駆使し、お客様にはアナログで温かみのある接客をすることで、「安心」「信頼」の「吉運堂ブランド」の確立に努めてまいります。 また、現業周辺に投資し、新規事業への挑戦も続けていくことで、時代や世代は変わっても様々な形でお客様のそばに寄り添えるような企業を目指します。  （社長が目指すビジネスモデル）  これまで当社は、お客様のお声を受け止める営業や店舗で、アナログでお客様と真摯に向き合ってきました。  そのアナログでお客様から集めた情報をデジタル技術（自社開発アプリ）で共有し、日々業務改善を繰り返しています。  自社開発アプリによって、営業や店舗の現場と工場・発注部門など間接部門間の対応がスピーディかつ正確性を増し、お客様に対してもスピーディな対応が可能となりました。今後もさらなるビジネスプロセスの最適化に取り組み、お客様に選ばれる会社日本一を目指してまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年7月1日に開催された取締役会で、「DX戦略2025」は承認された。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　株式会社吉運堂　DX戦略について | | 公表日 | ①　2025年 7月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　株式会社吉運堂HPで公表  　https://www.yoshiundo.co.jp/about/dx/  　3.DX戦略（DXステップ） | | 記載内容抜粋 | ①　経営ビジョン・ビジネスモデルの達成のために、当社は社内変革を推進し、毎年売上の1％をDX推進のために投資します。  戦略①お客様に対してのハートフルな接客をするための業務改善  ・遠隔のお客様へオンラインによる次世代型のご提案  ・お客様情報の解析によるハートフルな接客やご提案  ・ガイア・イマージュを使用したご提案  戦略②デジタル技術やデータ活用による社内業務の生産性向上  ・各店舗間での在庫・売れ筋・売上のデータを可視化及び、それに基づく改善活動  ・RPAツール，ノーコードツール活用による業務効率化と情報一元管理  戦略③社内情報共有アプリ，オンライン勉強会による情報共有とサービスの向上  ・お客様の声や成功事例共有をスピーディに行うことによる改善活動 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年7月1日に開催された取締役会で、「DX戦略2025」は承認された。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　株式会社吉運堂　DX戦略について  　4.体制・人材育成 | | 記載内容抜粋 | ①　当社にDX推進委員会を設置し、DX実務執行総括責任者（社長）を中心としてDX専任担当者を配置し、各部門長を構成員としてDXを推進します。定着した後は、専任担当者から各担当部署に横展開し、デジタル技術を使ったお客様への素早く安心で安全で快適なサービス提供及びデジタル人材の育成及び資産管理を実施します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　株式会社吉運堂　DX戦略について  　「3.DX戦略（DXステップ）」及び「5.デジタル技術、環境整備」 | | 記載内容抜粋 | ①　■毎年売上の1％をDX推進のために投資します。  ■当社はDX推進のために下記のデジタル技術の導入や環境整備に取り組みます。  既存システム Chatwork・売上管理システム（I-Port）・情報共有システム（レポートJOB）・見積・発注（オーダーJOB）・墓石関連　施工指示共有システム（施工JOB）・見積システム（塗替ラボ・お墓ラボ）等の利用状況を確認しながら見直しを行い、必要に応じて適宜機能改修を行います。新規導入システムについては売上基幹システム・RPAツール・ノーコードツールを想定しております。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　株式会社吉運堂　DX戦略について | | 公表日 | ①　2025年 7月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　株式会社吉運堂HPで公表  　https://www.yoshiundo.co.jp/about/dx/  　6.数値目標（KPI） | | 記載内容抜粋 | ①　当社は、DX推進の達成状況を測る指標として下記を定めます。  毎年各部門で実行計画を立案し、適宜進捗管理を行いながらDXを推進してまいります。取り組み内容および目標値（KPI）は以下の通りです。  戦略①遠隔でのオンライン商談の仕組構築と運用(店舗とお客様)  ガイア・イマージュを使用したご提案　2023年より継続構成比全体の売上　10％　全体の売上　30％  戦略②各店舗間での在庫・売れ筋・売上のデータを可視化及び、それに基づく改善活動  RPAツール，ノーコードツール活用による業務効率化と情報一元管理  2023年より継続　改善提案各部署 年間　5件  戦略③社内情報共有とサービスの向上  お客様の声や成功事例共有をスピーディに行うことによる改善活動　2024年より継続　全体の売上5％UP |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 7月 1日 | | 発信方法 | ①　株式会社吉運堂　DX戦略について  　株式会社吉運堂HPで公表  　https://www.yoshiundo.co.jp/about/dx/  　株式会社吉運堂の「株式会社吉運堂のDX戦略」の「株式会社吉運堂がDXに取り組む背景」・「社長が目指すビジネスモデル」・「経営ビジョン3年～5年後にありたい姿」に進捗等に関する情報発信を実務執行総括責任者である社長自らが行っている。 | | 発信内容 | ①　時代の変化に対応し、どんな時代でも常にお客様と「想い」を共有し仏教を暮らしに活かした豊かな心の創造を地域社会の発展につなげてゆけるよう、株式会社吉運堂はDXを推進します。  DXとは、デジタル技術を駆使してビジネスモデルや業務プロセスを革新することです。私たちは、これまでアナログで真摯に向き合ってきた姿勢は変えずに、そのアナログでお客様から集めた情報を、デジタル技術（自社開発アプリ）で共有し、日々業務改善を繰り返していきます。  株式会社吉運堂は、DXを進めることにより、社内はデジタルを使い最新技術を駆使し、お客様にはアナログで温かみのある接客をすることで、「安心」「信頼」の「吉運堂ブランド」の確立に努めてまいります。 また、現業周辺に投資し、新規事業への挑戦も続けていくことで、時代や世代は変わっても様々な形でお客様のそばに寄り添えるような企業を目指します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 6月頃　～　2025年 7月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 5月頃　～　2025年 9月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。